

# 雇用保険資格取得届の提出について

○平成22年4月1日より、雇入れた日の属する月の翌月10日までに資格取得届を提出いただいた場合は、パート・期間雇用者等（季節労働者を除く）の区分に関わらず、確認書類は不要になりました。

○従来は雇入れ日より3か月以上経過して資格取得届を提出された場合に、賃金台帳・出勤簿等の添付をお願いしてきましたが、今後は雇入れた日の属する月の翌月10日を経過して提出された場合は、被保険者となったことの実事及びその事実のあった年月日の証明することのできる確認書類が必要となります。

**よって、平成22年7月1日から、資格取得届に係る確認書類の取扱いを、  
下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いします。**

①雇入れた日の属する月の翌月10日までに提出

**確認書類不要**

②雇入れた日の属する月の翌月10日を経過して提出

**労働者名簿・雇用契約書・賃金台帳・出勤簿等**

③雇入れた日から6か月を経過して提出

**②の確認書類＋遅延理由書**

※ 確認書類はコピーして提出する必要はありません。確認が済んだらお戻しします。

○社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出する場合は、原則として確認書類は不要ですが、雇入れた日から6か月を経過して提出された場合は、労働者名簿・雇用契約書・賃金台帳等の確認書類と遅延理由書が必要となります。